

芦花の会 P T A 加入保険のご案内

芦花の会では、芦花の会行事の参加中に生じた事故や、芦花の会会員や生徒が被った被害や傷害を担保するための保険に加入しています。保険の内容は下記の通りです。ぜひお読みいただき、何か起きたときには、直接、下記連絡先までご連絡下さい。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ その1 P T A 団体傷害保険 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

芦花の会の活動中に、芦花の会会員や生徒が事故によりケガをした場合に補償するものです。

- ◆ P T A 行事に参加している間と、P T A 行事の開催場所と自宅との経路往復中も対象です。
- ◆ 生徒、芦花の会会員、会員と同居の親族、P T A 行事への参加が事前に P T A によって認められている方（ボランティアなど）も対象です。
- ◆ 補償内容は下表の通りです。

補償種類	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	4 1 3 万円
入院保証金（日額）	5,000 円（180 日限度）
通院保険金（日額）	3,000 円（90 日限度）

◆ 例えば、こんなときに支払われます。

◎ 芦花の会の委員会活動に出席して、**帰宅途中**に交通事故にあい骨折した。

◎ けやき祭で**調理しているとき**にやけどをして通院した。

◎ 芦花の会主催の講演会に**同居の祖母**が参加して、階段を降りる時に転んでケガをした。



万一、事故が起こった場合は、
24 時間 365 日事故受付サービス（三井住友海上事故受付センター）

0120-258-189（無料）

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ その2 P T A賠償責任保険 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

＜管理者賠償責任条項＞と＜児童・生徒賠償条項＞の2種類があります。

◆＜管理者賠償責任条項＞とは？

芦花の会の活動中に起きた事故により、芦花の会として損害賠償責任を負う場合、芦花の会に対して保険金が支払われます。

◆＜児童・生徒賠償条項＞とは？

芦花の会の活動中であるかないかに関らず、生徒の日常活動中に生じた事故により、生徒や保護者などが損害賠償責任を負う場合に保険金が支払われます。

◆補償内容は事故の状況によって異なります。詳細は別途ご相談ください。

◆例えば、こんなときに支払われます。

◎芦花の会で〇〇大会を開催したとき、突風で会場案内板が倒れて見物人にケガをさせた。

◎芦花の会の委員会活動で、世田谷区から借りた映写機を壊してしまった。

◎生徒が塾の帰りに自転車に乗っていて、通行人にぶつかってケガをさせた。

◎生徒が広場でサッカーをしていたところ、あやまって自動車に傷を付けた。



万一、事故が起こった場合は
24時間365日事故受付サービス（三井住友海上事故受付センター）

0120-258-189（無料）

※ 実際の保障範囲・保障内容については担当窓口にてご確認ください。